

議員提出議案第 2 号

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	三 浦 英 統
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗
〃	山陽小野田市議会議員	石 田 清 廉
〃	山陽小野田市議会議員	河 崎 平 男
〃	山陽小野田市議会議員	下 瀬 俊 夫
〃	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 20 年山陽小野田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（議員報酬の一時差止め等）

第 2 条の 2 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件について、次の各号のいずれかに該

当するときは、当該一時差止処分を取り消すとともに、当該一時差止処分に係る議員報酬を支給する。

(1) 公訴を提起しない処分があったとき。

(2) 無罪判決が確定したとき。

3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、当該逮捕等期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において既に支給された議員報酬があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

4 一時差止処分に係る議員報酬及び前項の規定により不支給とされた議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額とする。

第4条中「、職員給与条例第26条第1項中「任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とあるのは「市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合であって、議員の過半数の同意を得て議長が申し入れたときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」と」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(期末手当の一時差止め等)

第4条の2 6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分は、第2条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、当該一時差し止める処分を取り消すとともに、当該一時差し止める処分に係る期末手当を支給する。

- 3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、第1項の規定により一時差し止めた期末手当及び同項ただし書の規定により差し止めることができなかつた期末手当は、支給しない。この場合において既に支給された期末手当があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議員に関する改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、新条例第2条の2第1項に規定する処分を受けたものとみなす。
- 3 この条例施行の日以後最初に支給を受ける期末手当に関する新条例第4条の2の規定の適用については、「基準日以前6か月以内」とあるのは、「施行日から平成27年12月1日まで」とする。

(提案理由)

ただ今上程されました議員提出議案第2号について御説明申し上げます。

議員提出議案第2号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、現職議員が逮捕された場合、逮捕、勾留など身体を拘束する処分を受けている間の議員報酬及び期末手当の支給を一時差し止めるとともに、有罪判決を受けた場合は、支払わないことができるようにするものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

議員提出議案第2号 参考資料

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="236 510 676 548"><u>(議員報酬の一時差止め等)</u></p> <p data-bbox="188 573 783 1106"><u>第2条の2 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="188 1131 783 1603"><u>2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時差止処分を取り消すとともに、当該一時差止処分に係る議員報酬を支給する。</u></p> <p data-bbox="236 1628 783 1727"><u>(1) 公訴を提起しない処分があったとき。</u></p> <p data-bbox="236 1751 724 1789"><u>(2) 無罪判決が確定したとき。</u></p> <p data-bbox="188 1814 783 1973"><u>3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、当該逮捕等期間に係る議</u></p>	

員報酬は、支給しない。この場合において既に支給された議員報酬があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

4 一時差止処分に係る議員報酬及び前項の規定により不支給とされた議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額とする。

第3条 (略)

(期末手当)

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の145」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。

第3条 (略)

(期末手当)

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の145」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、職員給与条例第26条第1項中「任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当

該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とあるのは「市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合であつて、議員の過半数の同意を得て議長が申し入れたときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とする。

(期末手当の一時差し止め等)

第4条の2 6月1日又は12月1日

(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分は、第2条の2第2項各号のいずれかに該当すると

きは、当該一時差し止める処分を取り消すとともに、当該一時差し止める処分に係る期末手当を支給する。

- 3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、第1項の規定により一時差し止めた期末手当及び同項ただし書の規定により差し止めることができなかつた期末手当は、支給しない。
この場合において既に支給された期末手当があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。